「**調書方式**」に対応した金融機関から借入れをされた方へ

住宅ローン控除の確定申告には事前準備が必要です！

居住を開始した年内 に
「e-Taxからの情報取得希望」 をお願いします。

事前準備　～「e-Taxからの情報取得希望」まで～

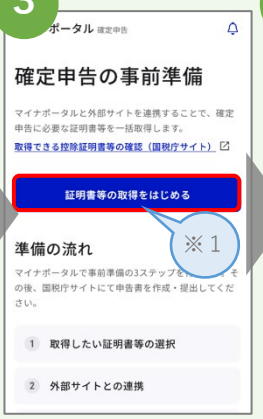
マイナアプリからログインして画面を進め「e-Taxからの情報取得希望」を完了させて下さい。

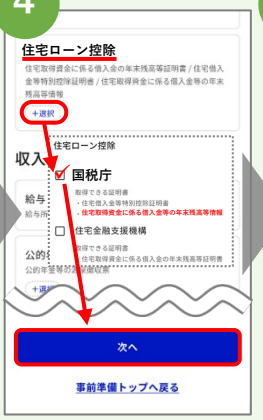
マイナ
アプリ

マイナポータル

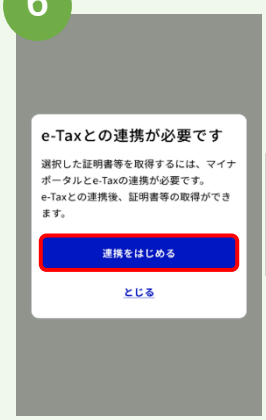


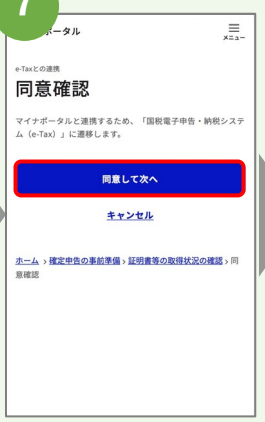


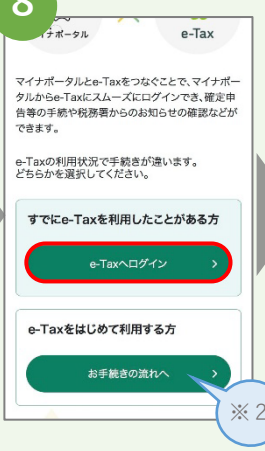






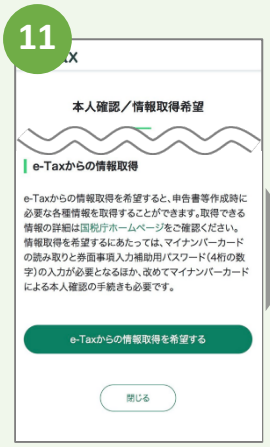


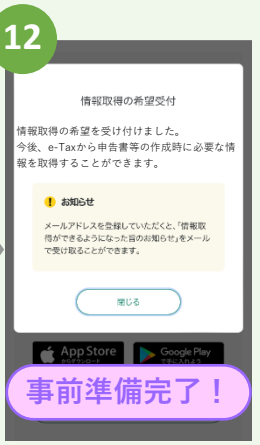












過去のマイナポータルの利用状況等により、上記画面と異なる場合があります。

※1　3 におけるボタンが **証明書等の取得状況を確認する** である場合、これを選択すると 5 に遷移します。
その場合、**証明書等を選択する** を選択すると、4 に遷移できます。

※2　8 では、e-Taxをはじめて利用する方は **お手続きの流れへ** を選択し、画面の案内に沿ってe-Taxの利用開始手続きを進めてください。

参考

動画で見る確定申告

e-Taxからの情報取得について



※　操作イメージは令和８年９月時点の画面であり、今後、変更となる場合があります。

事前準備を終えた方は裏面へ➡

年末残高情報の取得　～メッセージボックスの確認～

２月中旬にe-Taxのメッセージボックスへ年末残高情報が格納されますので、ご確認ください。



事前準備は年内に！

居住を開始した年内に事前準備を行っていただければ、年末残高情報は２月中旬（2/9～2/12の間）にメッセージボックスへ格納されます。

なお、事前準備が年明け後となると、それより後日の格納となります。

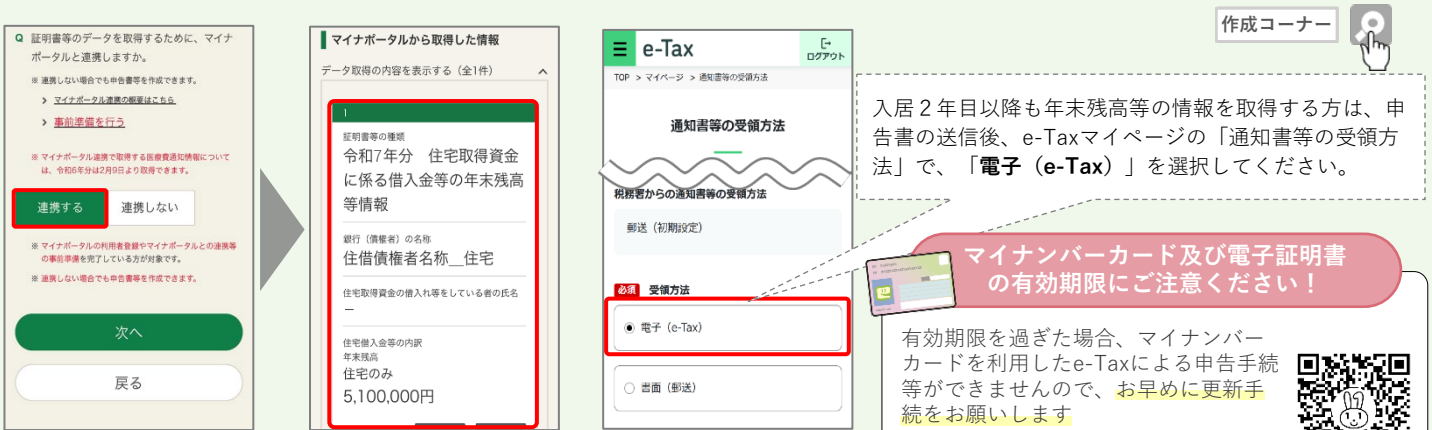
事前準備の完了日	格納日
居住を開始した年内	2/9～2/12の間
年明け～2/16	2/15～2/18の間
2/17以降	完了日から２～５稼働日後

年末残高情報取得後の確定申告書の作成・提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、マイナポータル連携により年末残高情報を自動入力でき、自動計算で申告書の作成ができます。

作成した申告書は、そのままe-Taxで送信できますのでぜひご利用ください。

作成コーナー



▲　マイナポータルと「連携する」を選択

入居２年目以降も年末残高等の情報を取得する方は、申告書の送信後、e-Taxマイページの「通知書等の受領方法」で、「**電子（e-Tax）**」を選択してください。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください！

有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等ができませんので、お早めに更新手続をお願いします

詳しくは「デジタル庁HP」をご確認ください ＞＞＞

確定申告をした翌年以後の手続きについて　～年末調整のための住宅ローン控除証明書の交付時期等について～

■「**調書方式**」とは

調書方式に対応した金融機関等から提供された情報に基づいて国税当局から納税者の方に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式です。

調書方式により、**年末残高や控除見込額がすでに計算された「年末調整のための住宅ローン控除証明書」を受領**できます。

（※）調書方式以外の方式（証明書方式）の場合は、年末残高証明書等からご自身で控除見込額等を計算する必要があります。

電子交付を希望された方　▶　住宅ローン控除証明書は**毎年11月中旬頃**に、対象の方の**メッセージボックスへ交付**します。

書面交付を希望された方　▶　住宅ローン控除証明書は**入居２年目の11月下旬頃**に、対象の方へ入居２年目以降分を**一括郵送**※します。

（※）　年末残高や控除見込額（以下、「年末残高等」といいます。）が記載される住宅ローン控除証明書の交付は、**入居２年目分のみ**となります。

年末残高等が記録された入居３年目以降分の住宅ローン控除証明書が必要な場合は、「**e-Tax上であらかじめ電子交付に一括的に同意（一括同意）**」を行い、e-Taxによる控除証明書の交付の希望をしてください。

次のいずれかに該当する場合は、住宅ローン控除証明書の記載内容が異なる（若しくは記載がない）場合があります。

該当する場合は、金融機関等から交付される「**住宅ローン返済計画表**」等から年末残高をご確認ください。

【記載内容が異なる（若しくは記載されない）主なケース】

- 金融機関等から税務署へ２以上の残高調書の提出がある場合
- 住宅ローン控除の重複適用を受ける場合
- 住宅ローンの借換えがある場合
- 住宅ローンの借入先の金融機関等が調書方式に対応していない場合※

※　金融機関等から交付される「年末残高証明書」をご確認ください。

- 住宅ローンの借入先の金融機関等が残高調書を訂正した場合

＜参考：住宅ローン控除証明書(書面）イメージ＞

